

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還・請求権個別案件

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43693

5. 漁業補償問題

請紙

事務官
高瀬 (電報)

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

郵便料 (赤色)

() 第 168 号

昭和 45 年 7 月 10 日

外務大臣 殿

準備委代表事務所
高瀬 代



- 要処理
- 事務官
- 調査
- 査査
- 空
- 科学協力
- 査査
- 力士
- 原簿

(件名)

ミサイル射場について

引用公・電信
日付・番号

標記ミサイル射場に関する資料 6 部別添送

付す。吾々、本件防行方にて固付あり。

付録添付 付録添付 (特) 付録添付 (DP) 付録添付 (特) 付録添付 (特)

本信送付先:

本信送付先:

防行方 防行部長 陸軍 参謀長

配付先:



G.A.-3-1

在外公館

40.9.3.
(本所)GRI.法務局

読谷村

1. ボーロ-飛行場

(1) 面積 4,372 筆 1,084,091 坪

(2) 年間借料 231,133.12

2. 立入制限地域 (軍用地外)

(1) 面積 20,808 坪 (76 筆, 地主 59 人)

(2) 補償額 312.12

* 1970年 2月 15日 (毎週金土日)
3月

* 1969年 1月 26日 (毎週金土日)
2月
3月
4月

3. ボーロ-ポイント・ナイキ射撃場 (RFC #R520)

(1) 設定日: 1969年10月31日 (最初の射撃演習日)

(2) 場所: 西海岸 (残波岬)

(3) 演習時間: 12月から3月にかけて毎日午前7時から17時まで

(4) 使用部隊: 琉球列島米国陸軍

(5) 使用目的: 地上及び防空砲兵隊年間年間軍事演習

(6) 備考: 年間軍事演習は年に1回行なわれている。その演習には約3ヶ月を予定している。射撃場は継続的には使用されないので、海員に対する通知書NO1には、その他の米軍射撃場と一語には掲げてない。射撃場における演習通知は、年間軍事演習の明確な期日が計画された時に海員に対する通知書はもとよりその他の適当な航海関係出版物にて公表する。

4. ボーロ-ポイント・ナイキ練習場 (RFC R520)

(1) 北緯 27° 24' 東経 126° 06'

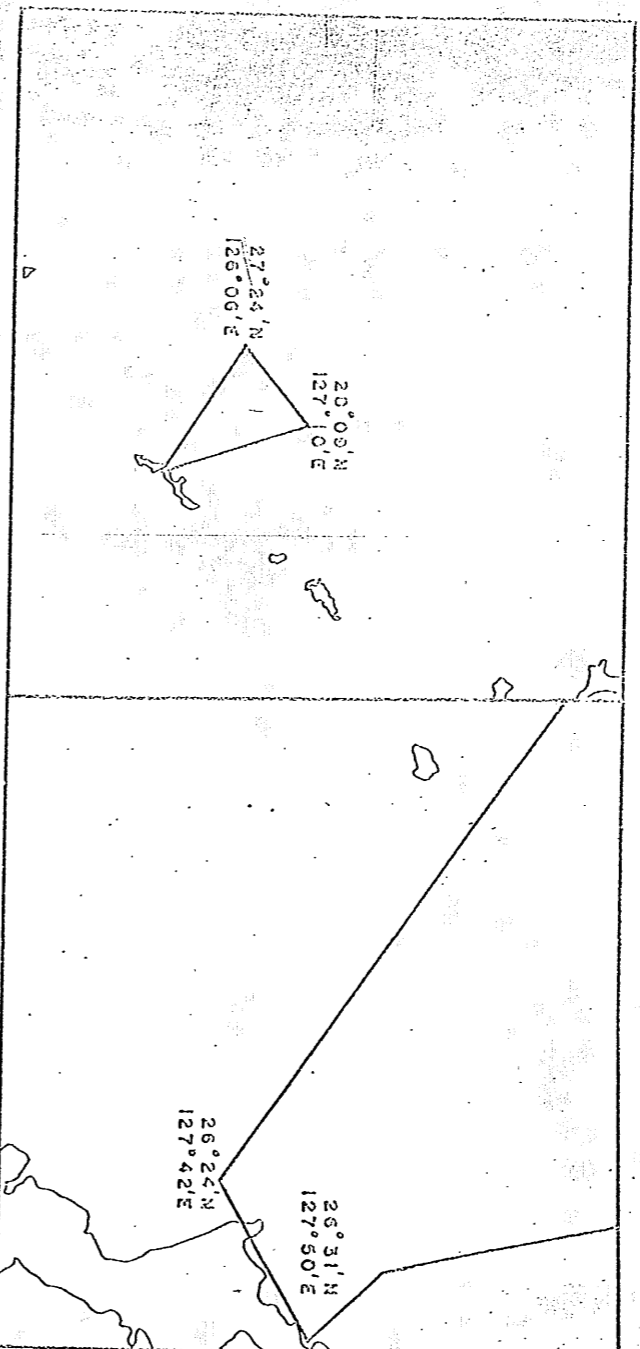
(2) 北緯 28° 09' 東経 127° 10'

(3) 北緯 26° 24' 東経 127° 42'

(4) 北緯 26° 27' 東経 127° 47'

すべての地点は直線で連結する。

三井山発射演習



危険 危険 危険

上図に示された地域で一九七〇年二月六日から一九七〇年三月八日までの間、米陸軍のナイキ・ホーク発射演習が行なわれます。この地域は下のカレンダールに添で記された期間の午前八時から午後六時までの間、ナイキ・ホーク発射演習のため使用されます。ナイキ・ホーク発射演習が予定よりも早く終了した場合、または赤字で記した病日に発射演習が中止される場合は、この地域内への立ち入りは危険でないということを直ちにKSSAR、KSDX、KSAE、AFFRS、KSBKの各ラジオ局を通じて放送致します。赤字で示した発射演習日の午前八時から午後六時までの時間中、たとえ警戒標識がなくても同地域内への立ち入りは、すべての人、船舶、飛行機にとって危険なことであることを特に御注意申し上げます。発射演習が行なわれることがラジオ、新聞を通じて発表された限り、この演習地域内への立ち入りは危険であります。

赤で示した期日が発射日です。

1970年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

1970年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

漁業補償請求原因内訳

津市町村草用地区主会連合会

(1969. 3. 1)

組 合 名	代 理 人	請 求 額	期 間	補償年間損失額	処 理 状 況
波名移漁業協同組合 192名	真喜屋 実 男 介 一 股 士	2,561,423.66	自 1952. 4. 28 至 1965. 4. 27	197,033.62	1966. 2. 9 裁判所提出 整理中
仲里漁業協同組合 116名	牧野 博 一 介 一 股 士	2,555,465.27	" "	181,055.70	"
伊江漁業協同組合 300名	真喜屋 実 男 介 一 股 士	1,026,532.90	自 1955. 5 至 1965. 4	103,658.20	"
勝道漁業協同組合 194名	牧野 博 一 介 一 股 士	775,197.02	自 1952. 4. 28 至 1965. 4. 27	59,630.54	"
本町移漁業協同組合 152名	"	586,914.35	自 1952. 6. 5 至 1965. 6. 4	51,510.62	"
田谷漁業協同組合 54名	牧野 博 一 介 一 股 士	555,024.21	自 1952. 4. 28 至 1965. 4. 27	42,694.17	"
北谷漁業協同組合 20名	真喜屋 実 男 介 一 股 士	594,800.72	自 1952. 6. 5 至 1965. 6. 4	30,375.44	"
石川漁業協同組合 75名	"	240,675.70	自 1952. 6. 5 至 1965. 6. 4	12,523.90	"
鹿間味漁業協同組合 369名	牧野、真喜屋 介 一 股 士	1,710,369.52	自 1952. 4. 28 至 1962. 4. 27	100,640.56	1969. 3. 30 裁判所 提出、整理中
与那原漁業協同組合 75名	"	932,724.00	自 1956. 3. 20 至 1968. 3. 19	71,743.00	"

組 合 名	代 理 人	請 求 額	期 間	爾後年間損失額	処 理 状 況
渡嘉敷漁業協同組合 137名	佐野、真喜屋 兼 藤 士	\$ 52,603.12	自 1960. 7 至 1962. 6	\$ 0	1969. 6. 30 裁判所 提出、審理中
小瀬漁業協同組合 32名	"	886,901.05	自 1952. 6. 5 至 1969. 6. 4	52,170.65	"
久米具志川漁業協同組合 36名	"	1,086,726.95	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	63,926.29	"
本部漁業協同組合 6名	"	2,278,375.40	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	147,563.20	"
袋田漁業協同組合 47名	"	157,575.00	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	9,269.00	"
玉城三郎外 3名	"	101,092.00	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	5,947.00	"
計	16件	15,761,231.53		1,140,730.27	

賠償理由： 米等の積習行為等により漁獲操業が制限又は禁止されたために生じた損害に対する補償請求

21,94 千円
(後掲)

ノカヒ

大蔵省外務局
事務次長
巨官官審審長
秘書長
文書室長

参調析企
参領旅移

参地中東
参北北西
参北北西
参一
参西東洋
参西東

参審近ア
次総経國万

参買統
参政技二
参一理

参協協規

参政課科
参社専

参道内外
一一

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

70年12月16日19時45分 沖繩 発
70年12月16日20時48分 本省 着

外務大臣殿 馬瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ヨミタン漁業組合の補償請求に対する土地裁判所判決

第675号 略 至急

1. /4日。米國土地裁判所(LAND TRIBUNAL)は、1966年にヨミタン漁業協同組合から提訴されていた同村ザンパミサキシゆうへんにおける漁業損害補償59万ドル余の請求訴訟に対し、(イ)組合が1952年4月28日以後のいかなる時点においても同区域に対する漁業権を有していなかったこと、及び(ロ)日本政府から与えられていた漁業権の期限が1947年1月31日に切れた後、同組合が漁業権の更新のため努力したとの申立てがあるが、かかる事実を立証する十分な証拠がなく、また、米側に右努力を怠らせたという証拠もないという理由で、同訴訟を棄きやくする判決を下した。(裁決書空送)

2. /5日付当地ゆう刊は、上記事実報道を行なうとともに、ヨミタン漁協(上原カメキチ組合長)の代理人マキノ・ヒロシ弁護士を中心に同組合を含む同組合からなる「漁業補償獲得協議会」(ナミカワ・コウシユン会長)が、良好な漁ろう区域が米軍の演習地域設定(ミサイル発射訓練

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

)のために除外され漁業権を更新できなかつた事実等をあげ、土地裁判所訴しよう手続規則第42条Bに基づいて本件を米国防長官に上訴する方針なる旨を報じている。

3. 上記につき米政府渉外局は、裁決書に述べられた以上はノー・コメントであるとしている。

4. また、りゆう政農りん局及び法務局とも、「組合側が今後上訴する場合、法律的に如何なる有効方策があるかについては問題なしとしないので、早急に新しい事実があればこれを解明するなど検討を加えたい」と述べた由。

5. スナカワ軍用地連合会事務局長は/6日当方に「ザンパミサキシゆうへんの区域に対する漁業権は、1927年12月/2日から20年間日本政府より交付された。1952年にりゆう政の「漁業法」が制定された際、米側との事前調整で米軍立入りの区域が同法の適用範囲から除外されたので問題の区域に対する漁業権更新は不可能となったが、あれは不当と思う。手続規則によれば、上訴は30日以内に行なわなければならないのでマキノ弁護士らがその理論構成を進めている。」と述べた由。

(了)

外務省
 参事官
 北米第一課
 第 351 号
 昭和 45 年 12 月 17 日

秘密標記 (赤色)

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代



(件名) _____

読谷漁業協同組合の漁業補償請求

引用公・電信
日付・番号

往電才 675 号

12月14日 米国土地裁判所 (I. アイゼン

スタイン裁判所長) は、1966年読谷漁業協同

組合から提訴されていた殊波岬周辺の区域に

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付送:

前
 業
 空
 協力
 調整
 査
 力
 局 庶務

45.12.18

GA-3-1

在外公館

読谷漁業補償請求に付、右の訴願を
 棄却する裁決を下したところ、同裁決書(写)
 2部及び関連新聞記事、別添送付あり。

GA-4

外務省

UNITED STATES LAND TRIBUNAL FOR THE RYUKYU ISLANDS
Urasoe, Okinawa
APO 96248

琉球列島米國土地裁判所
沖縄浦添市

In the matter of

KAMEKICHI UEHARA, Chairman, and 53 Others, the
組合長 上原亀吉 他 53 名
YOMITAN FISHERIES COOPERATIVE ASSOCIATION,
読谷漁業協同組合

Petitioners,
訴願人

vs
対

THE UNITED STATES OF AMERICA,
アメリカ合衆国

Respondent,
被訴願人

Case No.
事件番号
LT 70-69 F

MEMORANDUM OF DECISION

裁決書

On 9 February 1966 a petition was filed with the Tribunal
1966年2月9日に山内トイト7外53名より成る読谷漁
by Meitoku Yamauchi and 53 others as the Yomitan Fisheries
業協同組合が本裁判所に訴願を提出して被訴願人が
Cooperative Association claiming compensation for loss of
特定の区域に課した正入制限を理由とした、漁業損失の
fisheries from a specified area because of restrictions imposed
補償を請求した。主張によれば損害は1951年10月以降
by the respondent. Damages are alleged to have been incurred
生じたとされている。訴願人は日本国との平和条約発
since October 1951. The petitioners seek compensation of
効の日である。1952年4月28日から1965年4月27日までの
\$555,024.21 for the period from 28 April 1952, the effective
間の補償として金555,024ドル21セントと1965年4月27日(すなわち)
date of the Peace Treaty with Japan, to 27 April 1965, and in
後1年間42,694ドル17セントの支払を求めている。1967年
addition \$42,694.17 per annum after 27 April 1965. On 31
1月31日被訴願人は答弁書を出し、訴願人が1951年10月
January 1969 the respondent filed its answer denying that
以降この時期にも漁業免許を受けていると従って

petitioners have any right to recovery because at no time
補償の対象となる財産収用と云うことは起らなかったこと
since October 1951 did petitioners have a fishing license and
否認した。被訴願人は又主張通りの損害の発生を否認
therefore no compensable taking of property occurred. Re-
した。
spondent also denied that damages were incurred as alleged.

Hearings were conducted on 19 February 1970, 12 March
争点を訴願人の請求権の存否に限定して審理が
1970 and 6 August 1970, limited to the issue of petitioners'
1970年2月19日、同年3月12日及び同年8月6日に開かれた
right to recover (R 2, 3). Petitioners filed a written argu-
(記2, 3頁)。訴願人は証人を尋問する前、1970年3月10日
ment on 10 March 1970 before presenting witnesses. At the con-
論を提出した。管理がすんでから訴願人は
clusion of the hearings petitioners filed another written
1970年8月31日に更に新たな弁論書を提出した。被訴
argument on 31 August 1970. Respondent's written argument
願人の弁論書は1970年10月5日に提出された。
was filed on 5 October 1970.

Petitioners presented three witnesses; the respondent
訴願人は三人の証人を申し出、被訴願人は証人
none. Petitioners also introduced into evidence a translation
を申し出なかった。訴願人は又証拠として日本政府が
of a fishing right issued by the Government of Japan on 12
1927年12月12日に読谷村字渡慶次磯間、宇座漁業組合に
December 1927, effective until 31 January 1947, to the Yomitan
討して交付し1947年1月31日まで有効の漁業権の
Son, Aza Tokeshi, Gina, Uza Fisheries Association (Petn Ex 1).
翻訳文を提出した(証証1号)。
At the start of the hearing, Kamekichi Uehara was substituted
山内トイト7の死亡のため管理の始めにおいて上原亀吉に
for Meitoku Yamauchi, deceased (R 1). Shomei Teruya testified
交替した(証1頁)。照屋ショウサイは1927年以後引続き
that he has been a member of the fishery association since 1927
漁業組合の組合員である旨、又現在の協同組合は
and that the present cooperative is the successor of the one
同年に漁業権の免許を受けた組合の承継人である
that received the fishery right or license in that year (R 3)
旨(証5頁)、そして同免許は正式に移転されたもので
and that the license was not formally transferred (R11, 12).
はたし旨(証11, 12頁)証言した。

He also testified to unsuccessful attempts to obtain a renewal of the license in 1947 (R 9). Eichi Maedomari testified that he is employed by the Government of the Ryukyu Islands to record and investigate fishing rights (R14). In the Yomitan area, there were three cooperatives before World War II, holding separate fishing rights. These have since merged into the present cooperative, which is a juridical person (R15-17, 32). Under the present local law, fishing rights can be issued for 5 years; prior rights can be renewed but may not be if no fishing is conducted (R 19-21). Rights issued by Japan, however, cannot be renewed but can be granted anew; the present cooperative has received fishing rights for areas in Yomitan other than that for which the petition has been filed (R 23-24, 36, 43). No compensation is required for failure to grant a fishing right in confirmation of a pre-war Japanese right (R 27). When recalled, Mr. Maedomari testified that fishing rights could not be granted to areas used for military purposes (R 37) or for purposes other than commercial fisheries, such as ports (R 38, 39). Kusai Shimabukuro, a former president of the petitioner cooperative, testified the present cooperative is the successor of the holder of the 1927 fishing right (R 28) and confirmed Mr. Teruya's testimony as to the unsuccessful attempts to obtain a renewal in 1947 (R 29, 32). The present

cooperative now holds fishing rights for areas other than that involved in the petition (R 33). Upon respondent's request, the Tribunal ruled that it would take judicial notice of two laws concerning fisheries, Japanese Law No. 58 of 1910 and GRI Act No. 47 of 1952 (R 45). While the evidence establishes that petitioner cooperative or its predecessor had a valid fishing right until 31 January 1947, there is no evidence of any legal or exclusive right to the area involved after that date. Petitioners excuse or justify this omission by testimony of attempts to obtain a renewal in 1947 (R-9, 29, 32). The Tribunal takes judicial notice of the facts that in 1947 Japan was not administering the Ryukyu Islands and that its Law No. 58 of 1910 could not be effectively utilized in the area. The Tribunal also takes judicial notice that all claims against the United States were waived by Article 19 of the Peace Treaty with Japan effective on 28 April 1952. However, despite the Treaty waiver, the evidence does not establish that the respondent prevented the desired renewal of the fishing right in 1947 or that petitioners' failure to obtain the renewal or the issuance of a new fishing right resulted from any act for which

respondent can be required to pay compensation. Further, there is no evidence that since 1947 or after 1952, when the GRI law was enacted and when a fishing right could be issued by that Government, petitioners made any attempt to obtain a right for the area involved. Any post-1947 rights may therefore be barred by laches. Finally, it seems clear that since the area was used for non-fishing purposes since 1947, the GRI had no legal authority to issue such right (R 37-39) and its denial of an application would not give rise to a claim for compensation (R 27).

Petitioners argue that once a fishing right has issued, it is a perpetual property right equated with the ownership of land, and that they are entitled to compensation despite the termination of the right and the public or non-fishing use of the area thereafter. While it is true that a fishing right is a real right and may be hypothecated (1910 law, Arts. 7, 8; 1952 law, Arts. 22, 23) its term is limited in time and there is no assured right to its renewal. Petitioners also argue that their fishing right was recognized by respondent as being a compensable property right after 1947 since respondent paid some compensation to petitioners for their pre-Peace Treaty fishing rights.

claims. Such payments, authorized by Public Law 89-296, were clearly on an ex gratia basis (see High Commissioner Ordinance No. 60) and can hardly form the basis for an admission of liability for the period prior to 1952, let alone for the period thereafter in perpetuity.

It is accordingly concluded that petitioners have failed to show by a preponderance of the evidence that they had a fishing right to the area involved on 28 April 1952 or at any time thereafter. It is also concluded that petitioners have failed to show any legal basis for compensation for their claimed restriction from the area.

It is therefore Ordered that the petition be and it is hereby dismissed.

DATE: 14 December 1970
日付

Irving Eisenstein
IRVING EISENSTEIN
President
ア-ビ-エ-ン-ス-タ-イン
裁判所長

漁業補償請求を却下

米民政府土地裁判所

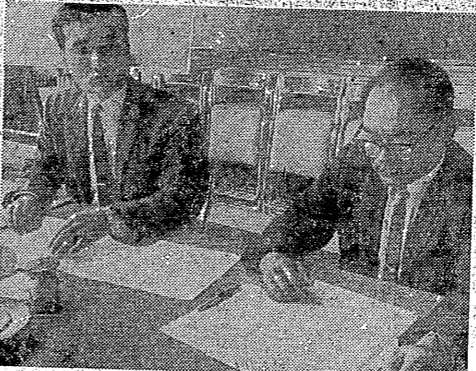
12月15日
71479-F1

直ちに上訴を検討

全琉17漁協が訴願中

軍用地主連

軍用地主連会等は、米民政府土地裁判所（ワシントン、ディケーター）で、昨判別長は十四日、被告側から提出された同判別長に提出された補償請求約五十九万七千の請求額に対し、「同判別長は漁業補償がないの訴願を却下する」との判決を下した。漁業補償協議会の波川光壽会長、前都道府県漁協連会長の波川光壽、前都道府県漁協連会長の波川光壽ら、全琉17漁協が訴願中。



国防長官への上訴を検討すると記者会見する
砂川事務局長（左）と波川会長（右）

軍用地主連会等は、米民政府土地裁判所（ワシントン、ディケーター）で、昨判別長は十四日、被告側から提出された同判別長に提出された補償請求約五十九万七千の請求額に対し、「同判別長は漁業補償がないの訴願を却下する」との判決を下した。漁業補償協議会の波川光壽会長、前都道府県漁協連会長の波川光壽、前都道府県漁協連会長の波川光壽ら、全琉17漁協が訴願中。

漁業補償協議会、波川会長は判決に不満を述べ、全琉17漁協が訴願中。判決は、漁業補償がないの訴願を却下した。波川会長は、判決に不満を述べ、全琉17漁協が訴願中。

12月15日
新報7刊

漁業損害補償金七〇〇万回答

米民政府土地裁判所

漁業権は米に責任

補償獲得協近く上告

立岬波 残
入り制限

農協連会同組合（全琉連会）は、米民政府土地裁判所（ワシントン、ディケーター）で、昨判別長は十四日、被告側から提出された同判別長に提出された補償請求約五十九万七千の請求額に対し、「同判別長は漁業補償がないの訴願を却下する」との判決を下した。漁業補償協議会の波川光壽会長、前都道府県漁協連会長の波川光壽、前都道府県漁協連会長の波川光壽ら、全琉17漁協が訴願中。

農協連会同組合（全琉連会）は、米民政府土地裁判所（ワシントン、ディケーター）で、昨判別長は十四日、被告側から提出された同判別長に提出された補償請求約五十九万七千の請求額に対し、「同判別長は漁業補償がないの訴願を却下する」との判決を下した。漁業補償協議会の波川光壽会長、前都道府県漁協連会長の波川光壽、前都道府県漁協連会長の波川光壽ら、全琉17漁協が訴願中。

対米平和条約締結以前は、米民政府土地裁判所（ワシントン、ディケーター）で、昨判別長は十四日、被告側から提出された同判別長に提出された補償請求約五十九万七千の請求額に対し、「同判別長は漁業補償がないの訴願を却下する」との判決を下した。漁業補償協議会の波川光壽会長、前都道府県漁協連会長の波川光壽、前都道府県漁協連会長の波川光壽ら、全琉17漁協が訴願中。

1
漁業補償請求の概略

(注) 読谷漁業協同組合の訴願

(1) 補償請求の根拠

本件組合は、戦前の旧漁業法に基づき1927年12月

12日付にて漁業権を付与され、同漁業権は、1947年

1月31日迄有効とされていた。1947年頃、本件組合

は、従前の漁業権の更新の可能性につき軍政府に照会

したが明確な回答を得られぬまま、講和を促された。

講和後の1952年10月13日、民法たる漁業法が

施行され、同法に基づき新漁業権が各漁業組合

に付与されることとなったが、本件組合の場合はその

2
従前の操業水域が米軍の射撃演習場となっていた

ため、新たに漁業権を付与されることなく今日に至る

いる。(琉政水産部の資料によれば、同漁業協同組合は、1954年
5月24日付にて琉球漁業法上の漁業権を付与された。

(2) 講和前補償との関係

本件組合は、布令60号に基づき、1945年8月16日以降

1952年4月27日迄の期間の漁業損害につき補償^{52,913円}

を受けている。

(3) 請求額

1952年4月28日から1965年4月27日迄の分：55,024.21円

爾後年間損失額：42,694.17円

備考

ノカヒ
 大政事外務省
 事務次長 典房
 官官審審長長
 備録入電厚計
 備録文合管給
 参調新企
 参領旅移
 参地中東
 長北北西
 参北北北
 中南審
 参西東洋
 参近ア
 次総経国万
 参買統
 参政技二
 国一理
 参系統規
 参政経科
 軍社專
 参道内外
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

170

総番号(TA) 62644
 70年 月 17日 14時 05分 津 純 発着
 70年 12月 18日 15時 49分 本 省 着 批1
 外務大臣殿 高級大使 臨時代理大使 総領事 代理

ワシントン漁業協同組合の漁業捕獲請求

第683号 略

往電第675号に関し

1/8日。ニツタをしてりゆう政水産部及び法務局に対し/952年「漁業法」制定当時の米例との事前調整につき照会せしめたところ。先方は。冒頭往電5。のヌナカワが述べた「調整の結果。米軍立入りの区域が漁業法の適用範囲から除外された」事実を確認するとともに。その他の本省よりの照会事項につき要旨次の通り述べた趣。

「(イ)事前調整で米軍立入り区域が除外されたまま漁業法が制定された時点では。右除外を権限付ける明文の布令または布告は特に存在しなかつた。(ロ)1954年5月24日に組合側は漁業権設定の申請を行なっているが。これにはザンバキサキしゅうへんの問題の区域は含まれておらず。本申請はその後認可され。5年ごとの更新を経て現在に至っている。」

(了)

外務省

秘

ノカヒ
 大政事外務省
 事務次長 典房
 官官審審長長
 備録入電厚計
 備録文合管給
 参調新企
 参領旅移
 参地中東
 長北北西
 参北北北
 中南審
 参西東洋
 参近ア
 次総経国万
 参買統
 参政技二
 国一理
 参系統規
 参政経科
 軍社專
 参道内外
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

175

総番号(TA) 587
 70年 月 20日 15時 45分 津 純 発着
 70年 1月 日 17時 19分 本 省 着 批1
 外務大臣殿 高級大使 臨時代理大使 総領事 代理

ワシントン漁業協同組合の漁業捕獲請求

第103号 平

客年往電第68号に接し

20日ヌナカワ土地連合会事務局長は。ニツタに対し次の通り述べた。

1. ヨシタ協同組合は。1/3日土地裁判所に対し米国防官あて上訴申立書(写し空送)を同裁判所の裁決書(写)を添えて提出した。上訴人は同組合長の上原カキチほか上告人代理人たるマキノ。マキヤ両弁護士の3名である

2. 上記申立書は土地裁判所から国防省へ送付されるはずであるが。その後の審査が如何なる方法で取り進められるかは承知していない。6/年のイニ島における地目変更要求。及び6/4年のナハ軍港土地使用料増額要求の際にも土地裁判所の却下裁決に対し上訴手続をとつたが。何れも何れも判定が下りないままに現在に至っている。今回の上訴も決着のつかないまま復帰を迎えるやに個人的には感じられる。

(了)

外務省

文部省局長

参事官
参事官
北米才課長

秘密標記 (赤色)

子
子
子

() 第 36 号

昭和 46 年 1 月 21 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 作



(件名)
読谷漁業協同組合の漁業補償請求

引用公・電信
日付・番号 往電才 103 号

1月13日 読谷漁業協同組合が米國土地
裁判所に提出した、米國国防長官に対する
申立書(写)2部、別送送付才之。

付函添付 付函空便(行) 付函空便(DP) 付函船便(貨) 付函船便(郵)
本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

航空
協力
連絡調整
調査
子
局業務



Handwritten vertical text on the right margin: 中野在米大

1971年1月13日

米合衆国防長官

上 訴 申 立 書

(1) 事件名称

事件番号 LT. 70-69F の「裁決書」に対する上訴

(2) 上訴人

沖縄読谷村字都屋129番地

読谷漁業協同組合

組合長 上原亀吉 他53名

沖縄那覇市上泉町2丁目37番地の1

上告人代理人 牧野博嗣

沖縄那覇市松下町1丁目36番地

上告人代理人 真喜屋実男

被上告人

アメリカ合衆国

(3) a、上訴の対象である最終決定の要点

別紙添附の1970年12月14日付、琉球列島
米国土裁判断所アービレグ・アイゼンスタイン裁判
長の「裁決書」(写)に記載された通りの裁決を、
上訴人は受けた。

b、裁決に対する上訴申立の理由

1. 上訴人等は1927年12月12日、日本政府
農林省水産局より本係争地域に漁業権を附与さ
れた、同漁業権は同月から1947年1月31
日まで有効であった。

ところがその有効期間中である1945年8月
16日日本係争地域は米国政府によつて立入禁止
地域に指定された。

そして免許権者は、沖縄の米国政府による占領
後権力のある政府が設立された1947年に同
免許の更新の努力をしたが同地域が立入禁止地
域であり、且つ当時の政府の権能の関係で更新
手続は不可能におわつた。

その後1952年琉球政府は漁業法を制定した
が同法による漁業権の設定も、同地域が米国政
府による立入禁止地域であることを理由に不可
能となつた。

ところで上訴人等の主張は、同地域が米国政府
によつて立入禁止地域に指定されなければ当然
に同法による漁業権の設定をうけ、同権利によ
り利益をえたであろう、といふことである。

2. この主張に対し原裁決は

① 琉球政府立法による漁業権の附与は更新では
ない。

㊤ 日本政府の漁業権をえていても、琉球政府の立法ができた際、現に漁業ができなければ同法による漁業権の附与はありえない。

㊦ 平和条約第19条により、合衆国に対する一切の請求権は放棄されている。

㊧ 上訴人の漁業権に関する権利は、上訴人の懈怠により排斥された。

として上訴人の請求をしりぞけた。

3. しかし

㊨ 琉球政府による漁業権の附与は、形式的には、たしかにあらたな附与ではあるが、実質的には、日本政府により与えられた権利を確認するものであり、日本政府により附与された権利は、他の障害のないかぎりそのまま承認され、認められた。ところがその頃、係争地域が米国政府によって立入禁止地域に指定されたので琉球政府は漁業権の確認附与ができなかつたのである。

上訴人が当然えたであろう漁業権を取得しえなかつたのは、上訴人の懈怠によるものではなく、もつぱら米国政府の立入禁止地域指定という同政府の責任によるものであり、そのことを上訴人の責任に帰する原裁決は違法である。

㊩ 琉球政府による漁業権の設定に際し現に漁業に使用できない地域については、同権利を法律上附

与できなかつたというが、漁業に使用できなかつたというのは、米国政府による立入禁止地域指定が原因であつて上訴人の責に帰すべき理由によるものではない。このように、一方的に米国政府による立入禁止指定による結果をそのことになんら関与していない上訴人の責任として判断する原裁決は違法である。

㊪ 平和条約第19条による権利

放棄は本件とは関係のないものである、琉球政府の設立は米国政府の責任によるものであり、琉球政府の法律によつて与えられるべきであつた権利が米国政府の行為によつてさまたげられ、その結果生じた損害の賠償請求権を平和条約第19条を理由に排斥するのは違法である。

㊫ 上訴人が法律上取得することを期待できた漁業権の取得が上訴人の責任ではなしに米国政府の立入禁止地域指定という行為によつて失しなわれたのであるから、同権利を取得しえなかつたことは上訴人の責に帰すべきではなく米国政府の責に帰すべきことは当然である。

ところが原裁決は上訴人の権利不取得は上訴人の権利取得の懈怠によるものだと判示しているがその判断は違法である。

(4) 原裁決は上訴人が権利取得のための努力をした証拠

はない、と述べている。しかし原裁決も認めているとおり上訴人は権利取得の機会のある度とその努力をしたが成功しなかったことを認めている。

その努力が効をえなかつたのは、もつばら米国政府の立入禁止地域指定という所為によるものであり、同指定に何等関係していない上訴人にその行為の結果の責任をおしつけることは違法であり、権利取得の努力をしなかつたとして非難することは違法である。

(5) 法律上取得できることが完全に期待できるときは法律上期待権と称し、法律上の権利と同一視されることは、世界共通の法原則である。そしてその権利の取得が第三者の行為によつて不可能になればその原因をつくつた第三者が権利を取得できなかつたことによつて生じた損害の賠償の責任を負うことは当然である。このことは国家が第三者としてなした場合も同様であり、国家はこのような期待権を無償で奪うことはできないのである。これは一種の強制収用に準ずるもので国家の行政行為に因る損害の発生についての責任を否定する原裁決の結論は民主々義国家の法理を否定するものである。

(6) 原審理における上訴人の主張はすべて原審理において取調べられた証拠によつて十分に認められる。ところが原裁決は、それらの証拠に目をおおい一方的な判

断を示している。

行政行為は常に住民の損害を犠牲にすべきではない。ところが原裁決は、この原則を無視し住民の犠牲による行政行為の有効を認めている。

この判断自体、民主々義の法理に反するものであり、且つ証拠を無視した結論は訴訟上の法理に反するものである。

以上

上訴人代理人 牧野博嗣
真喜屋実男

添附書類
裁決書写

ソカビ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

78

外務省
次長
官官審審長長
備給人電厚計
備給文会管給

電信写

送付号 (1A) 6580
71年 7月 10日 17時 00分 沖縄 猪 米
71年 7月 10日 18時 32分 本省 猪 米

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

ワシントン漁業協同組合の漁業補償

第201号 平

往電第103号に関し

アイゼンシュタイン民政府法務部長は、10日当方に「上訴書は組合側から提出された後直ちにワシントンへ転送したが、その後の取扱い振りについては何も知らされていない。願調でも回答を得るまでに少なくとも数カ月 (SEVERAL MONTHS) 要しよう」と述べた由。

(了)

国務長
参調折企
参領旅移
長

参地中東
長 北東西
参北北保
中 参一二
西東洋
西東

参書近ア
次総経国万

参賈納国
参政技二
国一理

参参協初

参政經科

参社専

参道内外

一二

(沖繩返還問題関係資料)

沖繩の漁業補償問題について(未定稿)

秘

昭和四十六年二月
条約局

目次

一 漁業補償要求の概要	1	頁
二 戦前、戦後の沖繩の漁業権の推移	5	
三 米軍の射爆演習等と漁業権	7	
四 講和前補償	11	
五 本土における旧漁業権消滅補償との比較	14	
六 読谷漁業協同組合の訴願と国防長官への上訴	17	
(参考) 国会答弁	別添	

一 漁業補償要求の概要

- (1) 沖縄のいわゆる漁業補償要求問題は、沖縄住民（漁業協同組合）の伝統的漁場たる海面を、米軍が講和後の期間において、射爆演習等のために立入制限ないし禁止区域とし、あるいは水産資源を荒廃せしめた結果、関係漁業者が被つた年年の経済的損害につき適切な救済措置を講ずべきであるというものである。
- (2) かかる漁業関係者の要求は、琉球列島米国土地裁判所に対する訴願という形をとっており、沖縄市町村軍用地地主会連合会の資料によれば、訴願件数は一七件、補償要求額は、訴願時までの累積分一六、三九八、〇三九。一五ドル、以後年間一、一八二、〇八一。四三ドルとなつてゐるところ、その詳細は次表のとおりである。（名護漁業協同組合の要求については、琉政農林局水産部係官の補足説明による。）

63.6807.82
12
1351.16
年

漁業補償請求訴訟内訳

沖縄市町村軍用地々主会連合会

(1969. 8. 1)

組 合 名	代 理 人	開 求 額	組 間	借入金総額	起 引 状 況
渡名喜漁協同組合 192名	真野 賢 男 介 良 士	\$ 2,581,483.66	自 1952. 4. 28 至 1965. 4. 27	\$ 197,036.32	1966. 2. 9 裁判所 管理中
仲里漁協同組合 116名	牧 野 博 嗣 介 良 士	2,353,465.27	" "	181,035.79	"
伊江漁協同組合 300名	真野 賢 男 介 良 士	1,086,532.90	自 1955. 5 至 1965. 4	168,635.29	"
勝連漁協同組合 194名	牧 野 博 嗣 介 良 士	775,197.02	自 1952. 4. 28 至 1965. 4. 27	59,630.54	"
与那城漁業協同組合 152名	"	586,914.63	自 1952. 6. 5 至 1965. 6. 4	51,510.62	"
読谷漁協同組合 54名	牧 野 博 嗣 介 良 士	555,024.21	自 1952. 4. 28 至 1965. 4. 27	42,694.17	"
北谷漁協同組合 29名	真野 賢 男 介 良 士	594,880.72	自 1952. 6. 5 至 1965. 6. 4	30,375.44	"
石川漁協同組合 75名	"	240,875.70	自 1952. 6. 5 至 1965. 6. 4	18,528.90	"
座間味漁協同組合 869名	牧野、真野 介 良 士	1,710,339.52	自 1952. 4. 28 至 1969. 4. 27	100,640.56	1969. 6. 30 裁判所 管理、管理中
与那原漁協同組合 73名	"	932,724.00	自 1956. 5. 20 至 1968. 3. 19	71,748.00	"

3
4

組 合 名	代 理 人	請 求 額	期 間	事後年間損失額	処 理 状 況
渡嘉敷漁業協同組合 157名	牧野、真喜屋 弁 護 士	\$ 52,603.12	自 1960.7 至 1962.6	\$ 0	1969.6.30 裁判所 提出、審理中
小椋漁業協同組合 32名	"	886,901.05	自 1952.6.5 至 1969.6.4	52,170.65	"
久米具志川漁業協同組合 36名	"	1,086,743.95	自 1952.4.28 至 1969.4.27	63,926.29	"
本部漁業協同組合 6名	"	2,272,373.40	自 1952.4.28 至 1969.4.27	147,563.20	"
美里漁業協同組合 47名	"	157,573.00	自 1952.4.28 至 1969.4.27	9,269.00	"
玉城三郎外 3名	"	101,092.00	自 1952.4.28 至 1969.4.27	5,947.00	"
計	16件	15,761,231.55		1,140,730.27	

訴願理由： 米軍の演習行為等により漁獲操業が制限又は禁止されたために生じた損害に対する補償請求

4

(3) 訴願書に盛り込まれた関係者の主張に見る限り、補償要求の論拠は、(イ)琉球漁業法上の漁業権に対する権利侵害を問題にしたものか、(ロ)戦前から有していた本土旧漁業法上の漁業権の期間満了に伴う再付与が行政分離後の沖繩において行なわれえなかつたことを問題にしているものか、(ハ)実定法に基づく漁業権の付与という具体的な行政措置の有無を一応離れ、伝統的な漁業の権利ないし慣行の侵害を問題にしているものか、(ニ)権利ないし慣行の有無を問わず、経済的損害に対する救済を求めているものか、必ずしも判然としない。なお、以上とは一応別に、戦前の旧漁業権の消滅補償要求が琉球漁業協同組合連合会により提起されている。ハ「沖繩復帰対策要綱(第一次分)に対する各界の反響について」(昭和四五年十二月二十四日付沖。北対第二七八六号)四七頁参照。

二 戦前、戦後の沖繩の漁業権の推移

(1) 戦前の沖繩においては、旧漁業法(明治四十三年法律第五十八号)に基づき期間二十年の専用漁業権が付与されていた。旧漁業法に基づくこれらの漁業権の多くは、期間満了前に終戦を迎えたが、一九四五年の米海軍軍政府布告第一号(ニミッツ布告)により旧漁業法が引き続き有効と認められた結果、戦後も残余の期間につき存続することとなつた。しかし、実際には、一九四六年一月二十九日の行政分離命令により、わが国の施政権が沖繩には及ばなくなつたので、同日以降の時期においては、期間満了に伴う漁業権の再付与等はいつさい行なわれなかつた。

(2) 戦和後の沖繩においては、一九五二年十一月十二日付けにて琉球漁業法(立法第四七号)が施行され、これに基づき新漁業権の付与が行なわれることとなり、特に、一九六四年以降は、

すべての漁業協同組合に対する期間五年の漁業権の一斉交付(更新)の方式が採られることとなつて、その第一回は一九六四年十一月一日に、また、第二回は一九六九年十一月一日にそれぞれ行なわれた。現在、補償要求訴願中の一七件も大多数は、かかる手續を経て、琉球漁業法上の漁業権を取得している。(久米島具志川及び小禄の両漁業協同組合並びに玉城三郎については不明。)

三

米軍の射撃演習等と漁業権

(1) 現在、漁業補償が問題となつている一七件の事案についてみると、その大多数の場合には、関係者が問題にしている米軍の射撃演習区域設定は琉球漁業法上の漁業権付与に先だつて行なわれていること次表のとおりである。(演習区域設定の時期については訴願書における請求者の主張を、また、漁業権付与の期日については琉政農林局水産部の説明を採用したものである。)

8
H

(注) 渡嘉敷のケースは、演習区域の
設定にともなう、1964年7月
から1969年6月にかけて行われた
ミサイル基地建設工事に伴う
土砂の流入、漁場基盤を内陸
としているのである。

演習区域設定
(細線表示期間)
漁業権設定

漁業協同組合名	演習区域及び漁業権設定の時間的關係
座間味	[Hatched area]
名護	[Hatched area] 61.6.7
本部	[Hatched area] 53.4.21
与那原	[Hatched area] 54.10.19
久米島具志川	[Hatched area]
伊江	[Hatched area]
読谷	[Hatched area] 57.5.26
仲里	[Hatched area]
勝連	[Hatched area]
渡名喜	[Hatched area]
渡嘉敷	[Hatched area] 54.9.30
美里	[Hatched area]
小禄	[Hatched area]
与那城	[Hatched area]
石川	[Hatched area] 57.12.24
北谷	[Hatched area] 58.11.24
玉城三郎	[Hatched area]

漁業権登記所

*(注)

与那原漁協組合併

詳細不明

52 52 55 56 60 63 64 67
4 6 5 3 7 6 11 11
28 5 20 1 1

(2) 琉球漁業法によれば、漁業権の付与は行政主席が行なりこととなつてゐる（第十一条）ところ、漁業権の付与にあたり、米軍の射撃演習区域との調整を特に予定した規定は見当らない。もつとも、同法第十三条によれば、「漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき」は、行政主席は漁業の免許をしてはならないこととなつてゐる。また、同法第三十八条によれば、「漁業調整、船舶の航行、停泊、繫留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、行政主席は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができ、」ことになつており、琉政はこれによつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならぬことになつてゐるが、同時に、これによつて利益を受ける者があるときは、行政主席は、その者に対し、補償金額の全部又は一部を負担させる

(3) ことができることになつてゐるのも事実である。琉球漁業法のこれらの規定が米軍の射撃演習区域との関係において、いかなる意味を有するかは必ずしも明らかでなく、また、同法上の漁業権が既存の米軍演習区域と地理的に重複する形で付与されているか否かの点も今後の調査により説明されねばならぬ問題である。

補償請求者	漁業協会の種別	補償金額	補償の原因	補償者	支払期日
伊江村漁業協同組合	母用漁業協	73,922.44	漁業協会の ^{講和補償} 補償	米 田	1968年7月
高 松 徳 甚	◆	31,385	◆ (◆)	◆	◆
仲里村漁業協同組合	◆	111,537	◆ (◆)	◆	◆
玉 城 三 郎	◆	25,562	◆ (◆)	◆	◆
波名喜村漁業協同組合	◆	110,245	◆ (◆)	◆	◆
伊計島(与那根村)	◆	16,811	◆ (◆)	◆	◆
北谷漁業協同組合	◆	102,131	◆ (◆)	◆	◆
読谷村漁業協同組合	◆	52,913	◆ (◆)	◆	◆
坊遊漁業協同組合	◆	17,223	◆ (◆)	◆	◆
合 計		541,729			

四 講和前補償

(1) 米国は、高等弁務官布令第六十号「琉球人の講和前補償請求の支払について」に基づく、いわゆる講和前補償の一環として、旧漁業権者に対しても総額五四一、七二九ドルの見舞金を支払っているところ、琉政農林局刊「沖繩の水産業」(一九六九年版、一〇五頁)によれば、その詳細は次表のとおりである。

(2) 本件見舞金の支払が、旧漁業権の消滅補償としてではなく、講和前の期間における現実の経済的損害に着目して行なわれたものであることは、講和発効前損失補償獲得期成会の提議書附属説明資料 Survey and Method of Computation of Claims の次の記述から明らかである。

Sea-Surface Fishery:

Basing on the fishing rights and the rights of common, the loss incurred during the period of "off-limits" or restriction placed on the fishing ground.

(average gross income before the restriction — fishing operation expenses) — (average gross income after the restriction — fishing operation expenses) x price index = compensation claimed.

五 本土における旧漁業権消滅補償との比較

(1) 本土においては、昭和二十四年に現行の漁業法（昭和二十四年法律第二六七号）が制定され、翌二十五年三月十四日から施行された。これに伴い、旧漁業法（明治四十三年法律第五十八号）は廃止され（現行漁業法附則2）、旧漁業権は二年間に限り引き続き有効と認められる（漁業法施行法第一条）とともに、これが最終的に消滅する際には、政府が補償を支払うこととなり（同第九条）、昭和二十五年から二十七年にかけて、いわゆる旧漁業権消滅補償が行なわれた。

(2) かかる措置にかんがみ、一九四六年一月二十九日付行政分離命令に基づきわが施政のらち外に置かれることとなつた歯舞、色丹、国後、択捉周辺の旧漁業権者についても同様の権利消滅補償を要求する動きが生じ、幾多のう余曲折を経て、結局、昭和三十六年に至り、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置

に關する法律」(昭和三十六年法律第一六二号)の成立を見、
 「北方領土問題対策協会に北方地域旧漁業権者等その他の者の
 営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通
 させ、もつてこれらの者の営む漁業その他の事業の経営とその
 生活の安定を図ることを目的」(第一條)として、同協会に国債
 をもつて十億円が交付されることとなつた。

(3) なお、北方領土周辺水域の旧漁業権については、本土の場合
 のごとく昭和二十五年の新漁業法の施行によつて消滅したもの
 とは考えず、昭和二十一年一月二十九日付行政分離命令により
 すでに消滅していたと考えるべきであり、したがつて、新漁業
 法施行法第九条に基づく権利消滅補償の対象とはなりえないの
 であつて、この点は、沖繩、小笠原についても同様であるとい
 うのが当時から政府の見解である。(別添国会答弁参照)

(4) 他方、沖繩の旧漁業権については、同地域が行政分離命令に

よりわが施政のらち外に置かれることとなつた結果、期間満了
 に伴う再付与等の事務は行なわれなくなつたものの、行政分
 離により直ちに消滅したとのたてまえは必ずしもとつておらず、
 現に琉球漁業法附則3は、旧漁業権が同法施行の時点において
 存続していることを念頭に置いた規定と考えられる。しかしと
 すれば、琉球漁業法は、同法の施行により旧漁業権を消滅せし
 めておきながら、本土法と異なり、権利消滅補償はなんら予定
 していないといふことになる。

六 読谷漁業協同組合の訴願の棄却と国防長官への上訴

(1) 前記十七件の訴願の一つたる読谷漁業協同組合の漁業補償請求訴願は、(イ)旧漁業権が一九四七年一月三十一日期間満了により消滅した後、その再付与が得られなかつたこと及び(ロ)琉球漁業法施行後も、従前の水域が米軍の射撃演習水域となつていたため、同水域については漁業権が付与されなかつたこと、の両点を理由として、一九六六年二月に琉球列島米国土地裁判所に係属されたものである。(読谷漁業協同組合は、現在琉球漁業法上の漁業権を有しているが、現在の対象水域は、戦前の旧漁業権の対象水域と異なるものである。)

(2) 土地裁判所は、客年十二月十四日付裁決において、(イ)旧漁業権の期間満了に伴う再付与が行なわれえなかつたことにつき米国の法的責任はなく、かりにあつたとしても平和条約十九条により請求権は放棄されており、また、(ロ)問題の水域は

一九四七年以降の時期においては非漁業目的 (non-fishing purposes) に使用されていたので、琉政は漁業権を付与する権限を有せず、したがつて、漁業権の侵害もなかつたとして本件訴願を棄却した。

(3) なお、読谷漁業協同組合は、右裁決を不満とし、琉球列島米国土地裁判所訴訟手続規則第四十二条の規定に従い、本年一月十三日付けにて本件を米国防長官に対し上訴するとともに、問題の水域が米軍の演習区域となつているため、本来付与されたはずの漁業権が付与されなかつたことは期待権の侵害であるとの主張を展開するに至つている。

(別添) 国会答弁

(山内法制局一部長)

齒舞、色丹に対するところの施政権というのは、先ほど笹森先生おつしやいましたとおり、一九四六年一月二十九日の覚書によりまして、一応日本の本来の施政権から分離されたという実情があるわけでありませう。そこでこの施政権が分離されたということは、日本の政府が属地的管轄権を齒舞、色丹に対しては持たないという事態になつたと思ふのです。、、、、したがいまし、旧漁業法の漁業権に関する規定は、齒舞、色丹に及ばないといふことになつた、こういうふうな解釈いたします。漁業権は物権としての取り扱ひを受けておりますし、物権としての法規といふものはわれわれは屬地法と、こういうふうな理解するからであります。そこで、齒舞、色丹におられた漁民の方々には非常にお

気の毒ではございますが、そこで一応漁業権は消滅したと、かように考えるわけでございます。(35。4。5 参外)

(田中法制局二部長)

ところで、その漁業法に基づいて主務大臣が免許をするという形において成立いたします漁業権というものでございますので、一般のこれは物権というふうに取り扱われてはおりますけれども、その成立が行政行為によつて与えられるものであるという事実に着目いたしますと、その地域にかかるわが国の施政権がなくなつた以上、しかも、漁業法に関するその部分の効力が失われてしまつたものと考えられる以上は、漁業権に関する根拠が失われまして、漁業権はその時点において効力が消滅したものと、こういうふうな考え方は考へております。そのために漁業権が消滅いたしました関係で、昭和二十四年、五年にわたります漁業制度

改革によつて、内地につきましても旧漁業権に関する補償が行な
われましたが、当該島嶼につきましても行なわれなかつた。これ
は沖繩につきましても小笠原につきましても同じような法理が働
いたものと、かように考えておるわけでございます。(44。5。14
参沖特)